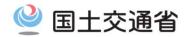
旧建設弘済会等の発注者支援業務等からの 計画的撤退に伴う事業譲渡について



概要(報告趣旨)



- 国土交通省が発注する発注者支援業務等(発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地補償総合技術 業務)については、平成22年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成23年度から民間競争入札の対象業務として、市場化テストへの対応を行ってきたところ。
- 一方、当該「発注者支援業務等」については、民間による競争の促進及び公益法人改革の観点から、原則として、全業務を民間事業者から調達することを目指すこととし、<u>平成22年7月に国土交通大臣より当時の</u>建設弘済会等に対して、当該業務から計画的に撤退することを要請した。
- 計画的撤退にあたっては、国交省の検討チーム※注1)において、外部有識者の助言を得ながら、旧建設 弘済会等の技術・ノウハウ継承と職員の雇用確保方策を含めた検討※注2)がなされ、新設会社及び既存 民間会社への事業譲渡という撤退の方向性が、平成23年3月に示されたところ。
- これに基づき、旧建設弘済会等が受注している業務は、平成24年度後半から事業譲渡が行われている。

※注1)建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム

国土交通副大臣をトップとして、弁護士や公認会計士等の有識者の助言を受け、建設弘済会等の発注者支援業務からの計画的撤退の方向性について、整理とりまとめを実施。

※注2)検討結果については、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』として公表し、 地方整備局を通じて旧建設弘済会等に通知している。なお、この内容は、対象公共サービスの質の維持向上、 経費の削減を図るという公共サービス改革法の主旨と矛盾していない。

く主なとりまとめの内容>

- ・発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者に承継していくこと
- ・計画的な撤退に当たって、できる限り職員の雇用を確保すること
- ・事業譲渡の形態として、以下の3手法を提示
 - ① 新設会社を譲受人として事業譲渡を行う方法
 - ② 既存会社を譲受人として事業譲渡を行う方法
 - ③ 現物出資して会社を新設し、対価として取得した株式の譲渡を行う方法

概要(報告趣旨)



- 発注者支援業務等の<u>事業譲渡に関して、国土交通省は、契約上の地位の移転という整理をしていたため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第21条の契約変更に該当するとは認識しておらず、国土交通省内の手続きのみを行っていた。</u>
- 今後の事業譲渡を進めるに当たって、「契約の変更」※注3)、及び「欠格事由」のうち<u>暴力団排除</u>(同法第 10条第4項※注4)、同条第6項~第9項、同法第15条)<u>に関する規定への対応について、整理し、報告</u>するもの。

※注3)公サ法 第21条(契約の変更)第2項

国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

※注4)公サ法 第10条(欠格事由)第4項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者。

公益法人改革、旧建設弘済会等に係る主な経緯



政府からの要請等/旧建設弘済会等の対応

○「政府関連公益法人の徹底的な見直し」(平成21年12月25日) 行政が公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

〇行政刷新会議「事業仕分け第2弾」(平成22年5月24日)

道路、河川、ダムにおける発注者支援業務等について

・実施機関を競争的に決定、不要資産の国庫移管、更なる民間参入促進の方策検討

○ 発注者支援業務等の調達に係る改革の方向について (平成22年7月6日)

民間による競争を促進する観点及び公益法人改革の観点から、大臣が発表し、以下の要請を実施。

・全て民間事業者から調達することを目指し、**建設弘済会等は発注者支援業務等から** 計画的に撤退することを要請。

○「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ

<u>(平成23年3月10日)</u>

外部有識者の助言を得ながら、以下の視点を踏まえて課題等をとりまとめ

- ・発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者に承継
- ・計画的な撤退に当たって、できる限り職員の雇用を確保

○ <u>建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の継承を認める場合の考え方</u>を整備局あて通知 (平成23年3月30日)

上記の検討チームによる指摘を踏まえ、本通知を各地方整備局あてに発出し、さらに 整備局より旧建設弘済会等に対しても周知。

- 〇全ての旧建設弘済会等の総会において、発注者支援業務等からの計画的撤退の 方針を決定 (平成23年5月)
- 〇全ての旧建設弘済会等の総会にて、撤退の方法及び時期を決定 (平成24年5月)
- 〇8つの旧建設弘済会等が一般社団法人に移行 (平成25年4月)
- 〇九州地方計画協会が一般社団法人に移行 (平成25年8月)

市場化テストの流れ

〇競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 施行

(<u>平成18年7月7日)</u>

〇公共サービス改革小委員会 第10回公物管理分科会 (平成22年1月29日)

・国土交通省から道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等に関するヒアリング

〇公共サービス改革基本方針 閣議決定 (平成22年7月6日)

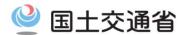
- ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等について、平成23年度から 民間競争入札の導入が決定。
- 〇第142回、144回、148回、151回入札監理小委員会 (平成22年9月28日、10月12日、11月2日、11月15日)
 - ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等の実施要項(案)についての 審議 (パブコメ結果を含む)

〇第68回官民競争入札等監理委員会 (平成22年11月22日)

- ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等の実施要項(案)の審議
- ・同日付けで、監理委員会から国土交通大臣あてに実施要項の審議結果が 通知される。

平成23年度より、民間競争入札による事業を実施

発注者支援業務等の業務内容



発注者支援業務

業務の概要

河川・道路等の工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務。

業務分野	業務分野業務内容	
積算技術業務	工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データ等の作成	21%
技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料 の作成	14%
工事監督支援業務	請負工事の履行に必要となる資料作成や施工状況の照合及び確認、工事検査等への臨場、設計図書と工事現場の照合等	80%



(工事監督支援業務:根固めブロックの材料確認)

公物管理補助業務

業務の概要

河川・道路等の施設管理に関わる補助業務。

業務分野	業務内容	民間事業者等の受注シェア		
河川巡視支援業務	河川構造物の点検、不法行為等の確認・報告	35%		
河川許認可審査支援業務	河川の各種占用申請等の審査補助・指導の支援	13%		
ダム及び堰·排水機場等管理支援 業務	ダム等の機器点検、洪水時、緊急時等のゲート 操作補助 等	(ダム管理)33%、 (排水機場)39%		
道路巡回業務	道路構造物の点検・確認、不正使用・不法占用 点検 等	100%		
道路許認可審査·適正化指導業務	道路の不正使用·不法占用の指導取締り、各種 占用申請等の審査補助·指導の支援 等	24%		



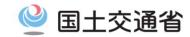
(道路巡回業務:不法占用物件等の点検)

用地補償総合技術業務

業務の概要

事業用地内の権利者等に対して用地交渉を行い、土地の提供について理解を得る業務。

業務分野	業務内容	民間事業者等の受注シェア		
用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施 等	39%		



建設弘済会問題

天下り先である建設弘済会等が、発注者支援業務等の多額の業務を随意契約で独占的に受注

公共調達の適正化

- ・平成18年より政府全体で随意契約の見直し
- ・平成22年度から一般競争入札の全面的導入、競争参加資格要件の緩和

「政府関連公益法人の徹底的な見直し」(平成21年12月25日閣議決定)

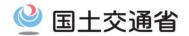
・行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業について「事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、 民間企業等において実施できないか」等の視点に立って徹底的な見直しを行うこととされた。

以上を踏まえた国土交通省の取組

発注者支援業務等からの撤退要請 市場化テスト ・公益法人改革(一般社団化など) ・公共サービスの質の維持向上 民間にできるものは民間に ・民間事業者による競争促進 ・経費の削減 •透明性、公正性を確保 ・雇用の確保 適正な競争環境を醸成 ・業務品質の確保 複数年契約の導入 ・地域の特性を考慮した ・総合評価における評価実績見直し 譲渡方法が選定される 総合評価における審査ヒアリングの廃止 ようモニタリング ・発注時期の前倒し

<u>市場化テストの実施と旧建設弘済会等の事業撤退</u>の2つの施策が相まって、<u>民間事業者のみ</u> <u>による適切な競争環境</u>とそれらの工夫による、<u>より優れた公共サービスの質が確保されるよう</u> 国土交通省として取り組む。

譲受会社の選定・品質確保基準の明確化

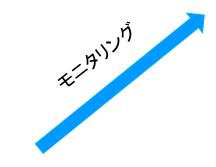


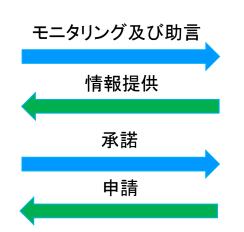
国民への説明責任



国土交诵省

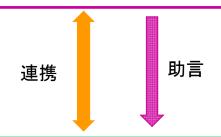
- ・計画的撤退の進捗状況、譲渡方法 等について確認
- ・業務の品質を確保するため、技術 者及び業務履行体制、及び暴力団 排除条項への対応について審査





第三者委員会(アドバイザー)

- ・譲受会社の選定方法、評価方法
 - ※地域づくり協会等から提供された情報等に基づき検討
- ·譲受会社の評価、選定
- •譲渡時期



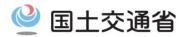
地域づくり協会(旧建設弘済会)等

- ・譲受会社の探索(公募含む)
- 譲受会社の選定
- ※マーケットをモニタリングし、参入可 能性を検討
- •履行中業務の権利義務譲渡

事業譲渡以降も、引き続き、民間競争入札を実施するとともに、発注者支援業務等の適正な競争環境を維持するための取り組みを継続して実施

(適正な競争環境が醸成される取組:複数年契約、発注規模の設定、発注時期の前倒し、違法行為等に対する措置等)

実施要項記載案(譲受会社の選定・品質確保基準)



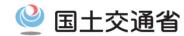
譲受会社選定及び業務の品質確保にあたり、各発注者支援業務等の実施要項に、以下を追記するものとし、 平成25年度以前に契約している業務については、同趣旨を別途通知するものとする。

- 実施要項「8. (7)または(8)契約の変更及び解除 2)契約内容の変更」のあとに以下の条文を追加
- 3) 権利義務の譲渡

平成22年7月の国土交通省要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、受注中の業務について権利義務譲渡申請を行う場合は、以下によるものとする。

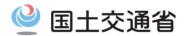
- ① 事業譲渡等を適切かつ円滑に実行するため、<u>法務、財務、労務等の専門分野に係る第三者委員会(アドバイザー)を活用し、譲受会社の選定方法・評価方法、譲受会社の評価・選定、譲渡時期等について助言を受けるものとする</u>。なお、<u>選定過程等の情報は適切に記録・保存するとともに、監理委員会の求めに応じ、譲受会社の選定過程に係る資料を提示する</u>ものとする。(公開できない資料が含まれている場合等、必要に応じ、非公開の審議をお願いしたい。)
- ② <u>譲渡される業務の品質を確保</u>するため、「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方(平成23年3月30日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課)」に基づき、<u>権利義務譲渡申請</u>については、<u>以下の要件をすべて満たすこと</u>。
 - ・譲受会社が<u>当該業務の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること</u>。または、事業譲渡に伴い、競争参加 資格要件を具備することが確実であること。
 - ・当該業務の実施にあたり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等に おける業務履行体制と同程度の体制が構築されること。
 - ※「旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の 資格、実績、その他の業務の履行体制が、旧建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。
- ③ 譲受会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第 15条において準用する法第10条(第11号を除く)に該当するものでないこと。
- 実施要項「11.(1)対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表」のあとに以下の文章を追加 この際、あわせて前年度の事業譲渡の実施状況について報告する。
- ※ 契約書等との整合性について精査中 ※国土交通省は、実施要項に従い、適切に暴力団排除の手続を実施

事業譲渡に係る各地域づくり協会等の進捗状況

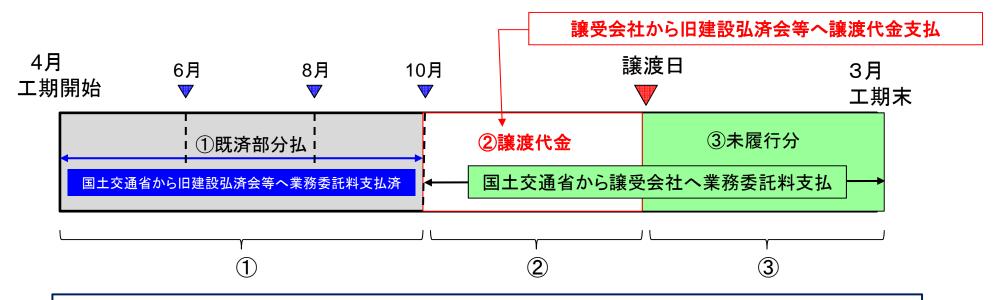


	事業譲渡の方針	第三者委員会(アドバイザー)の活用状況	現在の進捗状況
(一社)東北地域づくり協会	・官報で公募し、譲受人選定委員会で4社を選定	「発注者支援業務等の事業譲渡に伴う譲受人 選定委員会」 ・弁護士、公認会計士、2名	・平成24年12月、4社に工事監督支援・公物管理・用地業務を譲渡・残業務は平成25年12月譲渡予定
(一社)関東地域づくり協会	・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月3日新設会社設立)	「事業展開等検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、9名 「(一社)関東地域づくり協会に係る第三者委員会」 ・弁護士、公認会計士、大学教授等、5名	・平成25年10月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務は、複数年にわたり順次譲渡予定
(一社)北陸地域づくり協会	・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年度中に新設会社設立予定)	「事業譲渡等に関する検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、6名	・平成25年12月に工事監督支援を譲渡予定・平成26年度に公物管理業務、平成27年度に積算技術、技術審査業務を譲渡予定
(一社)中部地域づくり協会	経営基盤及び受託実績のある既存会社へ譲渡を 検討中	第三者委員会の設置について検討中	・まだ検討中であるが、平成25年度中には工事監督 支援業務を、以降残業務を平成27年度までに順次 譲渡予定
(一社)近畿建設協会	・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月31日新設会社設立)	「組織運営等検討委員会」 ・公認会計士、税理士等、9名	・平成25年11月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務についても複数年にわたり順次譲渡予定
(一社)中国建設弘済会	・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年9月上旬、新設会社設立予定)	「(社)中国建設弘済会の運営に関する有識者会議」 ・弁護士、公認会計士等、5名	・平成25年10月に技術審査業務以外を譲渡予定 ・技術審査業務の譲渡は未定
(一社)四国クリ エイト協会	・民間企業と共同出資の新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月31日新設会社設立)	「(社)四国建設弘済会の改革に関する第三者委員会」 ・公認会計士、大学教授等、5名	・平成25年10月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務についても複数年にわたり順次譲渡予定
(一社)九州地域づくり協会	・民間の実績がある業務は民間会社へ譲渡予定 ・残る業務を新設会社を設立し一括譲渡予定 (新設会社は、平成26年度設立予定)	「事業譲渡に関する有識者委員会」 ・弁護士、公認会計士等、4名	・平成25年度中に公物管理業と用地補償業務を民間会社へ譲渡予定・平成26年度以降、残る発注者支援業務を新設会社に順次譲渡予定
(一社)九州地 方計画協会	・電気通信関係業務は民間会社へ譲渡・残る業務の譲渡方法は検討中(未定)	「譲受人選定等検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、5名	・平成25年7月31日、電気通信関係業務を民間会社に 譲渡 ・他は未定

旧建設弘済会等の事業譲渡における譲渡代金の考え方



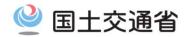
【譲渡代金の概念図】イメージ



受注金額から、国土交通省から旧建設弘済会等に対し既済部分払いされた額と譲渡日における未履行分の額を除いた額が、譲渡代金となる。(②赤字部分)

- ① 旧建設弘済会等が事業譲渡日以前に履行し、既済の部分払いを受けた金額 (国土交通省から旧建設弘済会等に支払い済みの金額)
- ②旧建設弘済会等が事業譲渡以前に履行したもののうち、債権譲渡に係る譲渡代金 (旧建設弘済会等の国土交通省に対する未収金相当金額)
- ③ 譲受会社が事業譲渡日以降に履行すべき金額

国土交通省における旧建設弘済会等への関与



主務官庁としての関与

(従前の公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義 (法人の設立と公益性の判断は一体)

<社団法人,財団法人>

〇<u>法人の設立</u> 主務官庁の許可が必要

○<u>公益性の判断</u> 各主務官庁が自由に判断できる

国土交通省(主務官庁)による指導・監督

(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止 (法人の設立と公益性の判断を分離)

<一般社団法人,一般財団法人>

○法人の設立

登記のみで設立

<公益社団法人,公益財団法人>

○公益性の判断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人 に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき 行政庁が認定

・統一的な判断 ・明確な基準を法定

発注者支援業務等から計画的に撤退することを要請

発注者としての関与

•計画的撤退についてバランスのとれた進捗を確認 ※大臣の意向、検討Tとりまとめ等、国土交通省の方針 に従い、着実に撤退が行われるよう、進捗を確認する 等、適切に関与

(総則)

※土木設計業務等委託契約書(H7.6.30制定 建設省厚契発第26号)

第1条 <u>発注者及び受注者</u>は、この<u>契約書</u>(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、<u>設計図書</u>(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に<u>従い</u>、日本国の法令を遵守し、この<u>契約</u>(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を<u>履行</u>しなければならない。

分

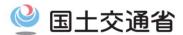
離

体的

3 <u>発注者</u>は、その意図する<u>成果物を完成させるため</u>、業務に関する<u>指示を受注者又は受注者の管理</u> <u>技術者に対して行う</u>ことができる。この場合において、<u>受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に</u> <u>従い</u>業務を行わなければならない。

国土交通省

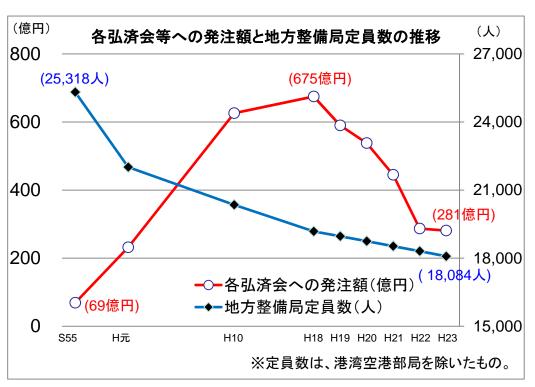
建設弘済会等の概要 (参考)



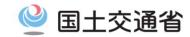
- 〇 建設弘済会等は、建設事業の円滑な推進を図るための広報活動や講習会等の実施及び地方整備局退職者の福利厚生を図ることを主な目的とする社団法人として、昭和40年前後に設立。
- その後、公共事業の拡大、業務の多様化等により業務量が増大する一方、地方整備局の定員が削減される中で、専門知識や現場経験を有する建設弘済会等は、公共工事の発注・監督の支援や河川・道路等の管理補助等の業務(発注者支援業務等)のアウトソーシングの受け皿として、それらの受注事業を主な業務とするようになってきている。

名称	称 所在地	設立時期	職員数					
ъ 117	T II		プロノ	· ^-	(ЭB	i	計
(社)東北建設協会	仙台市	S41.9.1	527	(749)	44	(79)	571	(828)
(社)関東建設弘済会	千代田区	S41.6.16	394	(427)	81	(120)	475	(547)
(社)北陸建設弘済会	新潟市	S42.4.1	341	(511)	39	(58)	380	(569)
(社)中部建設協会	名古屋市	S41.9.1	441	(611)	67	(105)	508	(716)
(社)近畿建設協会	大阪市	S38.7.10	471	(563)	49	(94)	520	(657)
(社)中国建設弘済会	広島市	S42.5.1	363	(594)	43	(68)	406	(662)
(社)四国建設弘済会	高松市	S43.9.6	258	(307)	33	(40)	291	(347)
(社)九州建設弘済会	福岡市	S40.2.17	359	(379)	40	(79)	399	(458)
(社)九州地方計画協会	福岡市	S54.24.4	59	(58)	8	(16)	67	(74)
計			3,213 (4,199)	404	(659)	3,617	(4,858)

※職員数については、H24.4.1現在の数であり、括弧内はH19.4.1現在の数。 なお、事業譲渡の進捗により、職員数・OBともさらに減少している。



旧建設弘済会等の発注者支援業務からの事業撤退の考え方(参考)



「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」において、以下が提言された。

- 公共事業の適切な実施のため、これまで建設弘済会等が培ってきた人材・ノウハウは民間企業に確実 に継承されることが必要。
- その際、できる限り職員の雇用を確保することが必要。

